

千葉県報

定例
令和3年6月15日

主要目次

- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更所要届出区域の指定
- 中型まき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 令和三年千葉県告示第三百四号の一部を改正する告示
- 公 告
- 土地改良区役員の退任及び就任（六件）
- 土地改良区役員の就任
- 土地改良区役員の退任及び就任（四件）
- 土地改良区役員の就任
- 土地改良区役員の退任及び就任（七件）
- 基本測量の実施
- 公共測量の実施

告 示

千葉県告示第三百五十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和三年六月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 白井市中字一億四〇二番三の一部及び四〇三番三の一部（別図のとおり）
 - 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
 - 三 当該区域において講ずべき措置 地下水の水質の測定
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百五十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和三年六月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 白井市中字一億四〇二番三の一部（別図のとおり）
 - 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、中型まき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和三年六月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

制限措置の内容

- その一
- 1 漁業種類
中型まき網漁業（一そうまき）
- 2 船舶の総トン数
五トン以上二の期間において交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。ただし、二の期間において許可又は起業の認可を有しない場合は、五トン以上四十トン（南房総市野島埼灯台正南の線以東の千葉県海面にあつては、十五トン）未満の範囲で、従前の合計許可総トン数（中型まき網漁業（一そうまき及び二そうまき）の合計をいう。以下同じ。）を超えない合計許可総トン数となる総トン数以下。
- 3 推進機関の馬力数
定めなし
- 4 漁業時期
周年
- 5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業を営む者の資格
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

銚子市地先から富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が銚子市から富津市までの区域にある者	三隻
館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が館山市から浦安市までの区域にある者	三隻
南房総市野島埼灯台正南の線から富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が銚子市から富津市までの区域にある者	一隻

その二

1 漁業種類

中型まき網漁業(ニそうまき)

2 船舶の総トン数

五トン以上二の期間において交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。ただし、二の期間において許可又は起業の認可を有しない場合は、五トン以上四十トン(南房総市野島埼灯台正南の線以東の千葉県海面にあっては、十五トン)未満の範囲で、従前の合計許可総トン数を超えない合計許可総トン数となる総トン数以下。

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 漁業時期

周年

5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
銚子市地先から富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が銚子市から富津市までの区域にある者	三十六隻
館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が館山市から浦安市までの区域にある者	十二隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和三年六月十五日から七月十四日まで

千葉県告示第三百五十七号

令和三年千葉県告示第三百四号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。

令和三年六月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一「中」「五一・五トン」を「六七・五トン」に改め、一、二の表を次のように改める。

知事	管理区域	区分	配分する数量
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐる(小型魚)漁業等(四月から六月まで)		四・一トン	